

## 第36回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(月)午後1時から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委 員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏

5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第76号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第77号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第183号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 7 議 第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 8 議 第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 9 議 第186号 民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明について

第10 議 第187号 農用地利用集積計画に対する決定について

第11 議 第188号 川西町農業委員会の委員の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、農地主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主任 玉田絵里子

主事補 小関未夢

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第36川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席7番舩山マサエ委員、議席9番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田主査並びに玉田主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとする事にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第76号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 玉田 絵里子

1ページをご覧ください。報告第76号、令和4年12月26日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転(1)、12月申し出件数3件、田7,952㎡、うち個人への調整決定件数3件、田7,952㎡、所有権移転合計が3件、田7,952㎡です。利用権の設定について、12月再設定件数が8件、田59,493㎡、畑1,177㎡、12月申し出件数1件、田37,723㎡、うち個人への調整決定件数9件、田97,216㎡、畑1,177㎡、利用権設定合計が9件、田97,216㎡、畑1,177㎡です。なお、詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで、説明させていただきます。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第77号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 玉田 絵里子

2ページをご覧ください。報告第77号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年1月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は12件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字土臼館1684-1、田522㎡、解約後自作するものです。

2番●●、●●、大字西大塚字湯の川1838、田2,495㎡、解約後貸し直しするものです。

3番●●、●●、大字西大塚字薬師西2364、田988㎡、計田4筆3,858㎡、畑4筆703㎡、解

約後貸し直し及び自作するものです。次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字下小松字東千刈1605、田2,062㎡、解約後貸し直しするものです。

5番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字高豆蔻字河内946-1、田901㎡、計田3筆1,788㎡、解約後売買するものです。

6番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については5番に同じです。

7番●●、共栄ネット株式会社代表取締役井上文典、大字堀金字四ツ段772-1、田2,023㎡、計田3筆26,822㎡、解約後自作するものです。

8番●●、●●、大字時田字遠江前3458、田2,989㎡、計田2筆6,832㎡、解約後貸し直しするものです。

9番●●、●●、大字高山字新屋敷4600-2、田10,024㎡、解約後貸し直しするものです。次のページをご覧ください。

10番●●、●●、大字高山字七浦505、田2,140㎡、解約後貸し直しするものです。

11番●●、●●、大字高山字畑中4646、田4,930㎡、解約後自作するものです。

12番●●、●●、大字吉田字宮ノ前3011-7、畑1,484㎡、計畑2筆1,530㎡、解約後貸し直し及び自作するものです。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第183号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

5ページをご覧ください。議第183号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字堀金字田中1593、田334㎡、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字苳字下苳823、畑30㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

3番●●、●●、大字尾長島字八幡堂4406、畑152㎡、離農、経営規模拡大です。

以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番、2番の件について、議席1番、鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、1月14日、齋藤委員が現地確認をしております。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10a対価●●円は妥当だと判断します。

つづきまして番号2番について、同じく1月14日、齋藤委員が現地調査をしております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10a対価●●円は妥当だと判断しますのでよろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

次に番号3番の件について、議席9番、新野勝廣委員より報告願ひます。

委員 新野 勝廣

番号3番について、1月13日に推進委員の小形委員が現地調査しております。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて総額●●円は妥当と判断します。よろしくお願ひいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第184号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

6ページをご覧ください。議第184号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は13件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字湯の川1838、田2, 495㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字西大塚字岡二2826-1、田753㎡、計田13筆9, 713㎡、経営規模縮小、

経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

3番●●、●●、大字西大塚字萱場2726-1、田1, 175㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

4番●●、●●、大字西大塚字薬師西2364、田988㎡、計田3筆3, 563㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

5番●●、●●、大字堀金字宝領817、田10, 018㎡、計田6筆15, 383㎡、離農、経営規模拡大です。

6番●●、●●、大字時田字遠江前2415、田1, 007㎡、計田2筆6, 357㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

7番●●、共栄ネット株式会社代表取締役井上文典、大字時田字遠江前3461、田3, 843㎡、計田2筆6, 832㎡、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

8番●●、●●、大字高山字沼田4565-1、田3, 531㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

9番●●、●●、大字高山字沼田4565-2、田2, 077㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

10番●●、●●、大字高山字新屋敷4600-2、田10, 024㎡、貸し直し、借り直しです。

11番●●、●●、大字高山字七浦505、田2, 140㎡、貸し直し、借り直しです。

12番●●、●●、大字洲島字北河原1180、田1, 172㎡、貸し直し、借り直しです。次のページをご覧ください。

13番●●、●●、大字吉田字宮ノ前3011-7、畑1, 484㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番から4番の件について、本職より報告いたします。

番号1番から3番について、1月15日、推進員齊藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、番号1番が貸し直し、経営規模拡大、番号2番、3番が経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

次に番号4番について、1月17日、齊藤推進委員が現地調査しております。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。よろしく願いいたします。

次に番号5番から11番の件について、議席1番、鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号5番につて、1月14日齊藤委員が現地調査を行っております。今回の申請は離農、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。

つづきまして6番、7番について、同じく1月14日推進委員の遠藤委員が現地調査をしております。今回の申請は、番号6番が経営規模縮小、経営規模拡大、7番が貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っております、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。

つづきまして番号8番、9番について、1月13日推進員竹田委員が現地調査を行っております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っております、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、賃借料●●円は妥当と判断しております。

つづきまして番号10番、11番について、同じく1月13日に推進委員の竹田委員が現地調査を行っております。今回の申請は、貸し直し、借り直しであります。賃借人は意欲的に農業経営を行っております、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からして、10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。よろしく申し上げます。

議長 大沼 藤一

次に番号12番、13番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号12番について、1月19日小沼推進委員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当と思います。

つづいて13番について、1月16日高梨推進委員が現地調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。よろしく申し上げます。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第185号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

10ページをご覧ください。議第185号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字東大塚字押切3980、畑3, 353㎡、計畑2筆4, 767㎡、経営規模縮小、新規就農です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、本職より報告いたします。

番号1番について、1月13日平田推進員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、新規就農であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第186号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で番号1番は、議席1番鈴木秀男委員の本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席1番鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、番号1番の件について審議を行いますので、議席1番鈴木秀男委員は退席願います。

(鈴木秀男委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

議題186号、民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明について、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地について、下記のとおり申請があったので、民事執行法による農地等の売却の処理方法についての規定により、委員会の意見を求める。ただし、買受適格証明

の交付を受けた者が落札し、農地法施行規則第10条第1項第1号及び同条第2項の規定により申請を行う場合は許可とする。令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請人、場所、申請理由の順で読み上げます。

1番●●、大字堀金字銭神1985-1、田2, 805㎡、計田6筆13, 768㎡、競売入札のためとなります。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番について、1月19日に推進員の齋藤好三委員と竹田総一委員が現地調査をしてきました。申請人は、農業法人の代表取締役であり、今回の農地取得後、法人へ貸し付け耕作することとしています。申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の農地取得に関して適格であると思います。よろしく願いいたします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号1番について、申請内容を許可することと、併せて買受適格証明の交付を受けた者が落札し、農地法施行規則第10条第1項第1号及び同条第2項の規定により申請を行う場合は、即日許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

日程第10、議第187号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号8754番は、議席3番高橋孝博委員の本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議席3番高橋孝博委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、整理番号8754番の件について審議を行いますので、議席3番高橋孝博委員は室外に退席願います。



(高橋孝博委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

議第187号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。15ページをご覧ください。

8754番、●●、計田2筆3, 386㎡、●●、●●円、再設定5年です。以上となります。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8754番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

高橋孝博委員の復席を求めます。

(高橋孝博委員着席)

次に決定いただきました整理番号8754番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

13ページをご覧ください。所有権移転各筆明細、所有権を移転する者、場所、移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。

8746番●●、田864㎡、●●、10a対価●●円、経営縮小です。

8747番●●、計田3筆1, 788㎡、●●、●●円、経営縮小です。

8748番●●、田5, 300㎡、●●、●●円、経営縮小です。次のページをご覧ください。利用権設定各筆明細、こちら最初に一個所訂正をお願いいたします。右側の欄の始期、終期のところですが、終期が令和14年1月31日となっておりますが、令和15年1月31日の誤りですので訂正をお願いいたします。

8749番●●、計田25筆37, 723㎡、●●、10a借賃●●円、貸し直しです。次のページをご覧ください。

8750番●●、田2, 459㎡、●●、●●円、再設定5年です。

8751番●●、田2, 204㎡、●●、●●円、再設定5年です。

8752番●●、田4, 944㎡、●●、●●円、再設定3年です。

8753番●●、計田5筆14, 212㎡、農事組合法人萩野生産組合代表理事高橋徹、●●円、再設定5年です。次のページをご覧ください。

8755番●●、計田6筆8, 888㎡、畑1筆1, 177㎡、●●、上の一筆が●●円、尼ヶ沢1869-1が●●円、尼ヶ沢1870-1、南千松寺2465が●●円、それほか●●円、再設定10年です。

8756番●●、計田5筆17, 466㎡、●●、●●円、再設定10年です。

8757番●●、計田2筆5, 934㎡、●●、●●円、再設定10年です。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8754番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第11、議第188号、川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

17ページをご覧ください。議題188号、川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について、令和5年1月25日提出、川西町農業委員会会長名。読み上げて提案させていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を保持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本件を決定いたします。

以上をもちまして、第36回川西町農業委員会総会を閉会いたします。